



圏友協同組合 (会報)

2015年 2月13日発行

〒359-0053 埼玉県所沢市東所沢和田 3-22-11 1F

TEL : 04-2968-3198

FAX : 04-2968-3248

後を絶たない犯罪！ 失踪！

【転売目的 スマホ詐欺容疑で男を逮捕】

(11月12日の新聞に掲載)

転売目的で嘘をつき、携帯電話の販売店からスマートフォン等をだまし取ったとして、千葉県警は11日、さいたま市在住無職の男を逮捕しました。容疑者は数人と共謀し、千葉県内の携帯電話販売店で転売目的の「家族で使う」と偽り、apple社のiPhoneやタブレット端末iPadなど計7台を詐取した疑いがある。

その他千葉県警は、同グループが転売目的で他人に契約させ集めた端末は3千6百台以上、転売益は1億8千万円以上あるとみて調べている。

実習生の皆さん、携帯電話のトラブルが多発しています。契約トラブルや詐欺に遭わないよう知らない人からの誘いや儲け話は絶対に信じてはいけません。

知らないうちに自分も犯罪者

になります。高額な利用料金を請求されます。犯罪者となれば技能実習の継続が不可能になり帰国することになります。

失踪について

実習生の失踪が相次いでいます。その中で、名古屋から群馬に失踪した実習生ですが、失踪先での現実を目の当たりに(タコ部屋労働)、聞いていた事とは全く違うことに驚き、後日送出し機関の担当者に連絡を入れ、組合と相談した上で帰国となりました。

実習生の皆さん、失踪したらどんな理由があっても組合に戻ることは出来ません。甘い言葉にそのかされ誘惑の言葉に惑わされないで下さい。

不法滞在者について

某企業で失踪した技能実習生

とは知らず雇用していました。実習生は、偽造在留カードビザは特別永住者を持ち、担当者も書類を見る限りでは疑いを持つようなことは無かったとのことです。

その不法就労者が作業中、不注意で怪我し両足踵骨骨折(かかと骨折)のケガを負ってしまいました。労災保険を使うにしてもビザが切れており、このような手続きは、とても労力を要します。

企業の皆様、雇用する際には十分に注意してください。

犯罪について

実習生が罪を犯し、逮捕されました。判決が決まるまでの間、留置施設にて生活を送っています。実習生は過ちを犯してしまつた後悔と被害者への謝罪、この先どうなるかの不安な日々。

謝罪文 ※別紙参照

罪を犯してしまつた自分に對しての恥や後悔が謝罪文の中に込められていると思います。

実習生の皆さん、犯罪に小さい大きいはありません。

一度の過ちで、家族を苦しめることになります。家族を養うため、家族を守るために築いてきたすべてのものを失ってしまいます。くれぐれも家族を泣かせるようなことはしないでください。

一度の過ち一生の後悔です。

技能検定について

技能実習1号(在留期間1年間)終了時に移行対象職種・作業について技能検定基礎2級等に合格し、在留資格変更許可を許可されると技能実習2号へ移行することができます。

技能検定は、検定職種ごとに実技試験及び学科試験により実施されます。弊組合でも7年間技能検定を実施していますが、今回はじめて再試験者が数名出てしまいました。技能実習生が増えているため、検定基準も厳しくなっています。最長3年間の技能を修得・習熟するためにも技能検定を簡単に考えず、常日頃から勉強をして下さい。